

2014年3月25日 全4頁

IASB と FASB、金融商品会計は別々に決定へ

FASB が、評価基準の見直し案を撤回

金融調査部 制度調査担当部長 吉井 一洋

[要約]

- IASB(国際会計基準審議会)と米国の FASB(財務会計基準審議会)は、G20 の要請もあり、金融商品の会計基準の一本化を目指してきた。しかし、これまでのところ減損やヘッジ会計などでは、基準の内容の一本化はかなり困難な状況となっていた。
- さらに、2013 年 12 月から 2014 年 2 月にかけて、FASB は、金融資産のうち債券・貸付金等の評価方法についても、IASB とは異なる評価方法を採用することを暫定的に決定した。(株式については、時価の変動をすべて損益計上することとしており、その他の包括利益への計上を認める IASB の案とは、既にかい離があった)
- この結果、IASBと米国のFASBとの金融商品会計の一本化の可能性はほぼなくなり、IASBと FASBは、別々に、金融商品の分類と測定(評価)や減損に関する新会計基準を公表する予定である。

1. FASB の評価基準案撤回

FASB が 2013 年 2 月に公表した会計基準の公開草案では、債券や貸付金などの負債性金融資産について、IASB が 2012 年 11 月に公表した金融商品会計基準の限定的修正案と同様に、元本及び利息の支払いのみという「契約キャッシュ・フローの特性」要件と「事業モデル」の要件に基づいて分類・評価する方法を提案していた」。

しかし、2013 年 2 月の案へのフィードバックなども踏まえて検討した結果、FASB は、2013 年 12 月の会議で「契約キャッシュ・フローの特性」の要件を取り下げることを暫定的に決定した(その後、2014 年 2 月の会議では、金融資産のキャッシュ・フローの特性を評価するテストを組み込まないことを暫定的に決定した)。 さらに、2014 年 1 月の会議では、「事業モデル」の要件も取り下げることを暫定的に決定した。

¹ 「IFRS(国際会計基準)の金融商品会計」(吉井 一洋 2013年9月25日)を参照。 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130925_007721.html

これにより、債券や貸付金などの負債性金融資産の分類と評価については、IASB の限定的修正案とは異なるアプローチを採用することになった。

2. 債券・貸付金の評価

債券や貸付金などの負債性金融資産について、FASB の 2014 年 3 月 12 日の会議においては、次の 3 つの選択肢が提案された。このうち、選択肢 B、即ち現行の債券と貸付金等を別の方法で評価するモデルを維持する方向で検討をしている。さらに審議会(Board)は、スタッフに、有価証券(債券)に関する現行会計基準の定義について、対象商品をより明確に区分するために見直しが必要か検討するよう指示した。

- 選択肢 A: 債券と貸付金等を同じモデルで評価する。評価分類は下記のとおり。分類の変更は制限・ペナルティなしで可能(開示が必要)
- ①トレーディング目的は FV-NI (時価評価し、時価の変動を当期の損益に計上)。近い将来に売却する目的で取得・組成するものを指す。
- ②満期保有目的は償却原価で評価する。満期保有目的は、満期(又は返済時)まで保有する積極的な意思と能力を有するものを指す。
- ③売却可能な債券・貸付金等は FV-0CI (時価評価し、時価の変動はその他の包括利益 (0CI) に計上)。①、②以外を指す。
- **選択肢 B**: 債券と貸付金等を別々のモデルで評価する。分類の変更は、債券の場合は制限・ペナルティあり、貸付金等は制限・ペナルティなし

債券

- ①トレーディング目的は FV-NI (時価評価し、時価の変動を当期の損益に計上)。短期間で売却する目的で取得・組成するものを指す。
- ②満期保有目的は償却原価で評価する。満期保有目的は、満期まで保有する積極的な意思と能力を有するものを指す。
- ③**売却可能な債券**は FV-0CI (時価評価し、時価の変動はその他の包括利益 (0CI) に計上)。①、②以外を指す。



貸付金等

- ①売却目的で保有する場合は低価法 (時価と原価の低い方)で評価
- ②通常は償却原価で評価する。(近い将来、満期、又は返済まで保有する積極的な意思と能力 を有するもの)

選択肢 C: 債券と貸付金等を同じモデルで評価する。評価分類は選択肢 A と同じ。分類の変更は、 債券、貸付金等とも制限・ペナルティあり

3. 株式の評価

株式については、FASB の 2013 年 2 月の案では、IASB とは異なり、時価で評価し、時価の変動を当期の損益に計上することとしていた。FASB の 2014 年 2 月の会議では、この考え方を維持することを暫定的に決定した。

4. 複合金融商品

FASB は、2013 年 12 月の会議で、金融資産にデリバティブを組み込んだ複合金融資産は、主たる契約と組み込んだデリバティブが明確かつ密接に関連していない場合に区分処理をするという、現在の取扱いを維持することを、暫定的に決定した。

撤回された 2013 年 2 月の案の「契約キャッシュ・フローの特性」に基づいた分類では、ほとんどの複合金融資産は公正価値(時価)で評価し、時価の変動は当期の損益に計上することになるはずであった。これに対して、現行の取扱いによれば、デリバティブ部分は時価評価し、時価の変動を損益に計上することになる。区分処理後の主契約や区分処理不要の複合金融資産は、通常の金融資産と同じ評価になる。ただし、2014 年 2 月の会議で、審議会(Board)はスタッフに、商品の複雑性やリスク・プロファイルからすれば時価で評価し時価の変動を損益に計上すべき金融資産を、特定するように求めている。その検討結果によって変わる可能性がある。

同じく2014年2月の会議では、複合金融商品(資産・負債両方)について、区分処理が必要な場合にのみ、公正価値オプション(時価評価し、時価の変動は当期の損益に計上する方法の選択)を認めることを暫定的に決定した。



5. 今後のスケジュール

FASB の方針転換により、IASB と歩調を合わせて検討していた債券や貸付金等の負債性金融資産の評価についても、FASB と IASB では、異なる方向性を目指すことになった。IASB と米国のFASB との金融商品会計の一本化の可能性はほぼなくなり、IASB と FASB は、別々に、金融商品の分類と測定(評価)や減損に関する新会計基準を公表する予定である。

IASB は、2014 年第 2 四半期に、金融商品の分類と測定(評価)、金融資産の減損に関する新基準を公表する予定である。

一方、FASB は、2014年の下半期に、金融商品の分類と測定(評価)、金融資産の減損に関する新基準を公表する予定である。

